

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和7年度市民用建築情報検索システム運用保守業務委託	情報処理	朝日航洋(株) 西日本空情支社	3,300,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G3	-
2	建築行政共用データベースシステム(ガバメントクラウド環境)利用に係る業務委託	情報処理	(一財)建築行政 情報センター	3,474,625円	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G3	—
3	令和7年度特定建築物等定期報告業務委託	その他	(一財)大阪建築 防災センター	38,940,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G3	—
4	令和7年度 御堂筋都市彫刻点検・補修業務委託	印刷・デザイン	(株)アンス	3,905,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G3	—

5	令和7年度「矢田東地域まちづくり研究会」に係るまちづくり活動支援業務委託	都市計画及び地方計画	(株)都市空間企画研究所	1,991,000円	令和7年4月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G4	—
6	大阪市統合型GIS運用保守業務委託	情報処理	(株)パスコ 大阪第一支店	7,656,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G3	—
7	令和7年度都市計画データ更新業務委託(概算契約)	情報処理	(株)パスコ 大阪第一支店	1,923,240円	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G3	—
8	令和7年度都市計画行政支援システム運用保守業務委託	情報処理	(株)パスコ 大阪第一支店	2,733,500円	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G3	—
9	令和7年度公共事業に資する用地に係る境界確定業務委託	土地家屋調査	(公社)大阪公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	18,110,572円	令和7年6月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G3	—

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度市民用建築情報検索システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

朝日航洋株式会社 西日本空情支社

3 随意契約理由

本システムは、市民が直接機器を操作し、建築計画概要書等閲覧申請書の印刷及び建築計画概要書の閲覧、写しの交付ならびに台帳記載事項証明書の交付等を行えるシステムである。

そのため、システム障害等により本システムが停止し利用者へのサービス提供が滞らないよう、円滑にシステム運用する必要がある。

上記業者は、本システムを構築した業者であり、本システムは上記業者独自のノウハウを用いて構築されている。

こうしたことから、上記業者は、本システムの全内容を把握している唯一の業者であり、システムの維持管理及び円滑な運用を行っていくためには、同社のノウハウ、知識が必要不可欠である。したがって、他者では本システムの運用保守を行うことができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特名随意契約

5 担当部署

計画調整局建築指導部建築確認課（電話番号 06 - 6208 - 9304）

## 随意契約理由書

1 案件名称

建築行政共用データベースシステム（ガバメントクラウド環境）利用に係る業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 建築行政情報センター

3 随意契約理由

建築行政共用データベースシステム（以下「共用 DB」という。）は、国土交通省の主導により構築された、建築士・建築士事務所の登録・閲覧や台帳等の住宅・建築物ストック情報等の登録閲覧、建築基準法令の閲覧、建築確認に係る申請等を可能とする全国統一のデータベースシステムであり、建築行政の適正かつ効率的・効果的な業務を進める観点から必要不可欠なシステムである。

一般財団法人建築行政情報センターは、共用 DB の運営主体として総合的な運営管理を行っており、本システムを供給する唯一の団体であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局建築指導部建築確認課（電話番号 06 - 6208 - 9304）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 特定建築物等定期報告にかかる報告支援等業務委託

### 2 契約の相手方

一般財団法人 大阪建築防災センター

### 3 随意契約理由

本業務は、建築基準法第12条第1項、同第3項の規定による定期報告制度の円滑な運用を目的とするものであり、通知業務や提出された報告書の受付業務等を行い、台帳登録及び未報告者への報告督促を行うとともに、定期報告制度に関する相談や普及啓発に取り組むものである。本業務を適切に履行するためには、通知・受付・報告督促・相談・普及啓発・関係法令及び定期報告制度を熟知している必要がある。

昭和46年12月28日付けの国の通達917号において、定期報告制度の運営をおこなう公益法人の設立推進などが発せられたこと、また、同日通達918号において、公益法人の業務は「定期報告台帳の作成」、「定期報告の案内」、「管内業務登録者の掌握、指導」、「定期報告代行業務の受託等を行う」と発せられたことを受け、大阪市を含む大阪府内特定行政庁と建築関係団体とが協力し、制度の円滑な運営と推進を図ることを目的として財団法人大阪建築防災センターが設立され、以来、本業務と同様の業務を大阪府全特定行政庁より委託を受けて統一行的に行っている。

業務の特殊性として、定期報告は各年毎に4月1日から12月25日の間に報告を受けするため、契約後直ちにおこなう案内通知や、報告受付期間後に直ちに督促を実施するなど、短期間で多量な事務を処理する必要がある。また、その問い合わせ対応については高度な専門知識が求められる。また、報告期間を過ぎ年度を跨いで提出される報告には、年度ごとに委託先が変更となれば提出窓口も変更となり市民の混乱が生じるため一貫した窓口が必要であることから、本市では、短期間に生じる業務を処理でき、かつ高度な知識を有する団体に業務委託することとしている。

以上のことから、本業務を理解し大阪府域全域において統一的に業務を実施することが可能な事業者は他にないため、特名随意契約により契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

計画調整局建築指導部監察課（電話番号：06-6208-9312）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 御堂筋都市彫刻点検・補修業務委託

2 契約の相手方

株式会社アンス

3 随意契約理由

本業務は、御堂筋沿道の企業等から寄附を受けた29体の銅製彫刻にかかる、彫刻・台座・舗装・ライトアップ設備の目視及び触診による点検と緑青・塗装剥離・コーキングの剥離・傷等の補修を行う維持管理業務である。

本業務を円滑かつ適切に行うためには、作業手順や作業方法等の内容を熟知するとともに、彫刻に損傷を与えないよう慎重かつ安全に作業を行うなど、銅製彫刻の維持管理等に関する専門的な知識を有し、本業務の趣旨を理解した上で、一連の作業を総合的に実施することが必要不可欠である。

一方、本業務の施行に際して、平成30年度まで、毎年度公募型指名競争入札で事業者を公募してきたが、入札参加事業者が1者の状態が続いており、競争性があるとは言い難い状況であった。そのため、大阪市の入札参加資格を持つ事業者の中で、株式会社アンス以外に本業務の実施ができる事業者が存在するか、銅製彫刻のメンテナンスを取り扱う事業者に調査した結果、委託実施条件を満たす事業者は株式会社アンス1社だけであった。

株式会社アンスはこれまでも屋外の銅製彫刻やモニュメントの点検・補修実績を有しており、過年度の本業務も受注している。また、本業務の趣旨を理解し、内容も熟知していることから、大阪市の入札参加資格を持った事業者の中で、本業務の履行が可能な唯一の事業者であるため、契約相手方として株式会社アンスと業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課（都市景観）（電話番号 06 - 6208 - 7854）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度「矢田東地域まちづくり研究会」に係るまちづくり活動支援業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 都市空間企画研究所 代表取締役 三木 啓正

### 3 随意契約理由

推進団体から提出された「まちづくり専門家派遣申請書」について、「東住吉区長の意見書」を踏まえ、大阪市まちづくり専門家派遣運用要領（以下「運用要領」という。）第14条第1項に基づき、コンサルタントの派遣の可否を決定する必要がある。

本業務は、推進団体の活動目的等を踏まえた支援方針に基づき、推進団体の活動地域における特性を踏まえた地域課題の整理や課題に対する対応策を検討し、適切な実施手順及び工程計画を作成することが求められるため、実情に応じた指導、助言等を行うコンサルタントを派遣する必要がある。

派遣するコンサルタントは、運用要領第12条第1項の規定により、本市が登録した者の中から派遣し、推進団体へ派遣するコンサルタントを決定するときは、運用要領第14条第3項の規定により、あらかじめ、まちづくり専門家派遣選考会議の意見を聴かなければならないと定められている。

令和6年3月22日に開催された「矢田東地域まちづくり研究会」に係るまちづくり専門家派遣選考会議において、業務の理解度、実施手順及び期待される効果等について総合的に評価いただいた結果、株式会社都市空間企画研究所が当該団体のまちづくり専門家として適任との意見が出た。

本結果を踏まえ、本市においても、株式会社都市空間企画研究所と業務委託契約を締結することが最適であると判断し、令和6年4月からこの間、同者を当該団体のまちづくり専門家として派遣しており、同者は、当該団体との信頼関係を構築しつつ、地域の事情にも精通してきており、地域の特性に応じたまちづくり活動の推進には、同者による継続した支援が必要である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当するものと判断し、特名随意契約により委託契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課

エリアマネジメント支援担当担当（電話番号 06 - 6208 - 7856）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市統合型GIS運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社パスコ 大阪第一支店

3 随意契約理由

大阪市統合型GIS（以下、「本システム」という。）は、職員が地図活用業務に利用する庁内向けGISと、市民・事業者等一般の方に地図情報を公開する市民向けGIS（地図情報サイト「マップナビおおさか」）で構成されるシステムで、利用者へのサービス提供に影響を及ぼさないよう、適切にシステムの維持管理及び運用保守を実施する必要がある。

株式会社パスコは、本システムの開発及びサービス提供事業者であり、運用保守業務を実施する上で必要なシステム全体の仕様を把握している唯一の事業者であることから、同社以外には本システムの運用保守業務を実施することが出来ない。

以上のことから、本業務を遂行できる事業者は、同社以外に認められないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約により同社と委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局企画振興部統計調査担当（電話番号 06 - 6208 - 7851）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度都市計画データ更新業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

（株）パスコ 大阪第一支店

3 随意契約理由

都市計画審議会の付議案件に基づき、本市が保有している地形図管理基本システム用 ARC/GIS データ及びシェープデータ、都市計画窓口システム用シェープデータ、統合型 GIS 用シェープデータについて、都市計画決定・変更の告示日前日までの限られた期間内に同一内容でデータ更新を行う必要がある。

また、事業進捗状況についても、各種設定・定義情報に基づき、地形図管理基本システム用 ARC/GIS データ及びシェープデータ、統合型 GIS 用シェープのデータ更新を行うものである。

そのため、短期間で多岐にわたるデータから更新該当データを抽出し、正確かつ迅速にデータ更新を行うためには、各種設定・定義情報等、システムやデータ全般についての十分な知識を持ち合わせていなければならない。

株式会社パスコは都市計画行政支援システムの構築業者であり、同社のソフトウェアを使用しているため、これらのシステム及びデータ全般にわたって熟知しており、所定の期間内にデータ更新作業を正確に遂行できる唯一の業者である。

こうしたことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と委託契約を随意契約により締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局企画振興部総務担当（電話番号 06 - 6208 - 7821）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度都市計画行政支援システム運用保守業務

2 契約の相手方

(株) パスコ 大阪第一支店

3 随意契約理由

「都市計画窓口システム」は、タッチパネルにより、来庁者が直接機器操作を行い、都市計画情報を閲覧・印刷できるサービスを提供するものであり、「地形図管理基本システム」も来庁者が最新の縦覧図を閲覧できるよう縦覧図出力機能を有している。

そのため、不具合等によるシステムの停止により利用者へのサービスの提供に影響を及ぼすことがないように、円滑にシステム運用する必要がある。

「株式会社 パスコ」は、これらのシステムを構築した業者であり、同社のソフトウェアを用いて運用している。

こうしたことから、「株式会社 パスコ」は、システムの全内容を把握している唯一の業者であり、システムの維持管理及び円滑な運用を行っていくためには、同社のノウハウ、知識が必要不可欠である。

以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約にて同社と委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

計画調整局企画振興部総務担当（電話番号 06 - 6208 - 7821）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度公共事業に資する用地に係る境界確定業務委託

### 2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 3 随意契約理由

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）の阪和貨物線跡地について、JR阪和貨物線用地を活用した公共利用に関する協定書(令和4年11月18日締結)により、JRが本市へ同跡地の一部を無償で譲渡することとしている。無償譲渡の範囲は、本市が公共整備等を実施する用地としており、当該用地をJRから收受するにあたり、必要に応じて用地の分筆等登記を実施する必要がある。

阪和貨物線跡地活用事業を進めるにあたっては、本業務を完了させる必要があるが、寄附申請人となるJRからは、早期の譲渡完了を求められており、また、譲渡後整備予定の道路の一部が、災害時、避難所への最短経路となることもあり、地元からは早期に事業を進めるよう要望がある。こうした背景から、迅速かつ適正に業務を遂行しなければならない。また、本業務では、測量作業を行う前に法務局や建設局等と測量の進め方を協議する必要があるが、用地ごとに協議を行ってはいは、その調整が煩雑となることから、迅速に業務を遂行するためには、全用地を一体のものとして取り組む必要がある。

上記を踏まえると、本業務は、個々の土地家屋調査士による対応は難しく、多数の土地家屋調査士により組織的に業務を遂行できる業者しか実施できない。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条に基づき、土地家屋調査士の専門的な能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託、登記申請等の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された法人であり、官公署から公共事業に伴う登記を受託できる大阪府下唯一の公益社団法人である。同協会は本市及び官公庁において不動産の表示に関する登記業務に長けており、土地家屋調査士を多数（令和7年3月時点で土地家屋調査士は161名、法人は9法人）擁していることから、業務を適正かつ迅速に行うための十分な組織的能力を有している。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当するものと判断し、同協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市計画調整局計画部都市計画課（電話番号 06 - 6208 - 7848）